【様式２－１】

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計

△△事務所・▲▲事務所設計共同体協定書

△△事務所と▲▲事務所とは、設計共同体を設立し、岡山県発注に係る設計委託の受託をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この設計共同体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。岡山県発注に係る新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託（以下「委託業務」という。）の受託。

（名称）

第２条　この設計共同体は、新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計　△△事務所・▲▲事務所設計共同体（以下「設計共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　設計共同体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（構成員の住所及び名称）

第４条　設計共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

△△事務所

●●県●●市●●町●●番地

▲▲事務所

（代表者）

第５条　設計共同体の代表者は、△△事務所の代表者（代表取締役□□）とする。

（代表者の権限）

第６条　設計共同体の代表者は、委託業務の遂行に関し、設計共同体を代表して発注者、監督官庁及び第三者と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託代金（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、設計共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、設計共同体の解散後、設計共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第７条　設計共同体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条　設計共同体は、運営委員会を設け、毎月１回開催するものとする。ただし、　急を要する事項については、その都度開催するものとする。

２　運営委員会は、構成員それぞれ○名をもって構成し、委託業務の完成に当たるものとする。

（運営委員会の権限）

第９条　運営委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

一　構成員の出資の割合の決定

二　工程の決定

三　その他設計共同体の運営に関し必要な事項

（構成員の責任）

第10条　構成員は、委託業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　設計共同体の取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条 設計共同体は、委託業務完了後決算するものとする。

（利益金の配当）

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第７条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第７条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、設計共同体が委託業務を完了するまでは脱退することができないものとする。

２　構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が委託業務を完了するものとする。

３　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

４　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わないものとする。

（構成員の破産又は解散した場合の措置）

第17条　構成員の一方が委託業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第４項までを準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　設計共同体が解散した後において、当該委託業務の成果物が契約内容に適合しないものであるときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（解散の時期）

第19条　設計共同体は、業務完了後３月を経過するまでの間は、解散することはできない。

（協定書に定めのない事項）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書２通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

△△事務所

代表者又は

代理人 △△△△ 　印

▲▲事務所

代表者又は

代理人 ▲▲▲▲ 　印

【様式２－２】

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計

△△事務所・▲▲事務所設計共同体

協定書第７条の規定による覚書

△△事務所と▲▲事務所とは、岡山県発注の下記委託業務について、新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計△△事務所・▲▲事務所設計共同体協定書第７条の規定により、設計共同体構成員の出資の割合を下記のとおり定める。当該委託業務について委託者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１　委託の名称　新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託

２　出資割合 　　　　　△△事務所 ％

　 　　　　▲▲事務所 ％

上記協定の証として本書２通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計

△△事務所・▲▲事務所設計共同体

代表者

　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

△△事務所

代表者又は

代理人 △△△△ 　印

　　　　　　　　　　　●●県●●市●●町●●番地

▲▲事務所

代表者又は

代理人 ▲▲▲▲ 　印